通所介護【重要事項説明書】

１　事業者の概要　　事業者名称　　社会福祉法人　茂木福寿会
代表者職種名　理事長　　加瀬　元彦
所在地　　栃木県芳賀郡茂木町大字飯１６９４番地

２　事業所の概要
① 事業所の種類　事業所名称　通所介護
栃木県指定０９７２７００２３１号
所在地　　栃木県芳賀郡茂木町大字飯１６９４番地
ききょうの里デイサービスセンター
（当事業所は、介護福祉老人施設に併設されています。）
管理者氏名　　永野　由美

② 事業所の職員体制
管理者　　１名
生活相談員１名以上（常勤）
看護職員　１名以上
（看護職員は介護老人福祉施設と兼務）
介護職員　１名以上（常勤・非常勤）

③ご利用可能設備等　食堂兼機能訓練室
相談室
静養室
休憩室
浴室（一般浴槽・特殊浴槽）

３　事業の目的及び方針
利用者の心身の状況等を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
生活環境や習慣から身につけた文化や慣習、価値観等を尊重した自立的介護や介助を行ないます。利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。

４　営業日及び営業時間、利用定員

○営業日　　月曜から土曜日

○営業時間　午前８時３０分から午後５時３０分

○利用定員　１９名

５　事業の送迎実施地域

茂木町、市貝町、益子町

６　サービス内容

通所介護等計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴・排泄介助、機能訓練、その他必要な介護等を行ないます。

○食事　　当事業所では、利用者の希望に合わせて『常食・きざみ食・極きざみ食・ペースト食』などご用意致しております。
詳しくは職員にお尋ね下さい。

○入浴　　一般浴槽・特殊浴槽にて入浴できます。ただし、身体の状況に応じて、足浴や清拭となる場合もあります。

○介護　　ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供致します。

・着替えの介助　　・体位の交換
・排泄介助　　・施設内の移動　　など
・食事介助

○機能訓練　身体状況に応じて訓練室等にて介護・看護職員により機能回復訓練を行ないます。

○レクリエーション

ゲームや歌、創作活動などのレクリエーションを行なっています。

○健康管理　適時、看護職員が健康チェック及び必要に応じた処置を行ないます。

○理美容サービス

毎月第１火曜日は、理容組合による理容サービス（有料)、
隔月第４週には、訪問美容室による美容サービス（有料）があります。

７　ご利用料金について

① 基本料金（１日あたり・１割負担の場合）

	２時間以上 ３時間未満	３時間以上 ４時間未満	４時間以上 ５時間未満
要介護１	２７２円	３７０円	３８８円
要介護２	３１１円	４２３円	４４４円
要介護３	３５１円	４７９円	５０２円
要介護４	３９２円	５３３円	５６０円
要介護５	４３２円	５８８円	６１７円

	５時間以上 ６時間未満	６時間以上 ７時間未満	７時間以上 ８時間未満
要介護１	５７０円	５８４円	６５８円
要介護２	６７３円	６８９円	７７７円
要介護３	７７７円	７９６円	９００円
要介護４	８８０円	９０１円	１，０２３円
要介護５	９８４円	１，００８円	１，１４８円

② サービス提供体制加算（Ⅱ）　１８円／日　（１割負担の場合・非該当）
利用者に直接介護を提供する職員のうち、介護福祉士の数が５０％以上の場合に加算されます。

③ 入浴介助加算（Ⅰ）　４０円／日（１割負担の場合・該当）

④ 送迎　事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき４７単位を所定単位数から減算となります。

⑤ 科学的介護推進体制加算　４０円／月（該当）
利用者の状態やケアの計画・内容などを科学的介護情報システム（LIFE）へデータ提出することで、フィードバックされる情報を活用し、介護サービスの質の向上に向けた取り組みを評価する加算です。

⑥ 昼食代　　７００円　　おやつ代　　１００円

⑦ 理美容代　　理容サービスは１７００円（カットのみ）
訪問美容室は業者の定める料金となります。

⑧ オムツ代　　当事業所のオムツ等を使用された場合、パット３０円
オムツ１５０円頂いています。

⑨ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（該当）

介護サービス費に各種加算を加えた総単位数に9.9%を乗じた額となります。

「利用者負担金」は、原則として介護保険負担割合証に応じた基本利用料の１割から３割での請求額となります。

８　お支払い方法について

ご利用された月の、月末で締め、翌月の中頃に請求書を発送致します。
翌月の末までに口座引き落とし、振込み、現金などでお支払い下さい。

９　健康上の理由による中止

①風邪、感染の恐れがある疾病の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。

②当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、入浴等のサービス内容を変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。

③ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応し、必要に応じて速やかに主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

１０　事故発生時の対応（サービス提供中）

（１）緊急時における確認事項

①事故により契約者の身体に障害が発生した場合は、生命維持のために可能な限りの応急処置を行ないます。

②医師、事業所の管理者に状況を正確に伝え指示を受け、診断、治療が必要な場合はスタッフ等と協力し適切敏速な対応に努めます。

（２）ご家族、関係機関への連絡

①ご家族等の方へ事故の状況や内容を速やかに且つ正確にお伝えし、ご協力を仰ぎます。(緊急連絡先の変更がある場合は必ずお知らせ下さい)

②事故の程度状況に応じて、市町村介護保険係、警察署、県東健康福祉センター等に報告連絡します。

（３）事故、再発防止対策

①事故防止対策委員会や感染防止対策委員会の活動を基に、対応マニュアルを作成し、職員一同で事故防止に努めています。

②事故、ニアミス発生時には、そのつど報告書や防止策を検討、作成し再発防止に努めております。

（４）損害賠償

当事業者は損害賠償保険に加入しており、契約者に対して損害すべきことが発生した場合は保険の適用範囲内で契約書本文第８条に基づき賠償致し

ます。

１１非常災害時の対応について

当施設が定める「消防防災計画」及び「事業継続計画（BCP)」に基づき対応を行います。ご利用者の安全を確保する為の必要かつ適切な措置を講じます。

平常時の訓練等とした、施設が定める消防計画に基づき、昼間及び夜間を想定した防災訓練をご利用者も参加して行います。

１２虐待防止について

ご利用者に対する虐待防止の為に、以下の取り組みを講じています。

（１）研修等を通じて従業者の人権意識の向上、知識や技術の向上に努めます。

（２）個別支援計画の作成により、適切な支援の実施に努めます。

（３）従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整える他、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

１３　感染防止について

（１）　当施設内に於いて、感染症が発生した場合には感染症マニュアルに沿って蔓延しない様、ご利用者の安全を確保する為の必要かつ適切な措置を講じます。

（２）　従業者の知識及び技術の向上の為、感染防止対策委員会を設置し研修や訓練を定期的に行います。

１４　個人情報の保護と使用について

事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得たご利用者及びご家族の個人情報を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この個人情報保護義務はサービス提供契約が終了した後も継続します。

サービス担当者会議等において個人情報を使用するにあたり、予め別紙「個人情報使用同意書」にて同意を頂いています。

１５　身体拘束について

サービス提供にあたり、原則として、身体拘束は行ないません。しかし、ご利用者、ご家族に同意を得た上で、次に示すような条件が全て満たされた場合、必要最低限の範囲で身体拘束を行なうことがあります。

（１）切迫性

直ちに身体拘束を行なわなければ、ご利用者本人又は他者の生命、身体に

危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

（２）非代替性

身体拘束以外に、ご利用者又は他者の生命、身体に対し危険が及ぶことを防止できない場合に限ります。

（３）一時性

身体拘束を行なう必要がなくなった場合は直ちに身体拘束を解きます。

身体拘束を行なう場合は、行った日時、理由及び様態等についての記録を行ないます。

１６　カスタマーハラスメントへの対応について

当施設では、すべてのご利用者に安心して介護サービスをご利用いただくとともに、職員が安全で働きやすい環境を確保することを大切にしています。

そのため、ご利用者又はご家族からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超え、従業者の就業環境を害するおそれのある行為については、カスタマ―ハラスメントに該当する場合があります。

具体的には、次のような行為が該当することがあります。

（１） そもそも介護サービスとは全く関係のない要求
（２） 契約している内容やサービスとは全く関係のない要求
（３） 不当な損害賠償請求
（４） 身体的な攻撃（暴行、物を投げる、唾を吐く、障害、刃物を向けるなど）
（５） 精神的な攻撃（脅迫、誹謗中傷、名誉棄損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
（６） 威圧的な言動（声を荒げる、怒鳴り散らす、睨むなど）
（７） 継続的、執拗な言動（長時間、必要以上に厳しい叱責を繰り返すなど）
（８） 差別的な言動（人種、宗教、嗜好、容姿等に侮辱的な言動をするなど）
（９） 職員への性的な言動（つきまとい行為、わいせつな言動、身体を触る、手を握るなど）
(10) 職員個人への攻撃やいやがらせ行為（個人情報を執拗に聞く、個人の顔や名前などをＳＮＳ等に投稿するなど）

これらの行為が認められた場合には、複数名での対応や、サービス提供方法の見直しについて、ご相談させていただくことがあります。

なお、介護サービスに関する正当なご意見・ご要望・苦情につきましては、これまでどおり誠意をもって対応いたしますので、遠慮なくお申し出

ください。

１７　苦情の受付について

（１）　苦情受付担当者

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受付け、速やかに対応します。

【苦情受付担当者】生活相談員　渡邉　沙織

【電話番号】　　０２８５－６５－０８１１

【受付時間】　　午前８時３０分～午後５時３０分

（２）その他の苦情受付窓口

茂木町役場　保健福祉課

栃木県芳賀郡茂木町大字茂木１５５番地

℡０２８５－６３－５６０３　FAX０２８５－６３－５６００

益子町役場

栃木県芳賀郡益子町大字益子２０３０番地

℡０２８５－７２－８８６７　FAX０２８５－７０－１１４１

市貝町役場

栃木県芳賀郡市貝町大字塙１２８０番地

℡０２８５－６８－１１１３　FAX０２８５－６８－３２２７

栃木県国民健康保険団体連合会

栃木県宇都宮市本町３番９号合同ビル６階

℡０２８－６２２－７２４２　FAX０２８－６２２－７２８１

事業所　　【事業所名】　ききょうの里デイサービスセンター

【住所】　　栃木県芳賀郡茂木町大字飯１６９４番地

【管理者名】　永野　由美　　印

上記の説明を受け、了承しました。

令和　　年　　月　　日

【契約者氏名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

【代理人氏名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

【説明者氏名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印